

2. 役員及び評議員の報酬に関する規程

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬親会の役員及び評議員の報酬については定めるものである。

(定 義)

第2条 この規則でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法印業務のために出張する場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は職員旅費規程を準用するが、実情を考慮し増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、子の規程を適用しない。

(慶弔見舞金)

第8条 役員及び評議員に慶弔等に係る事由が生じたときは見舞金または慰労金を贈呈することができる。この場合社会通念上妥当な額を理事長が決裁し、理事会に報告する。

(支給の辞退)

第9条 役員及び評議員より辞退の申出があるときは、前条までに定める報酬、出張旅費、費用弁償及び慶弔見舞金について、全部または一部を支給しないことができる。

(改 正)

第10条 この規則を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	1 0,0 0 0 円	5,0 0 0 円
評議員会出席報酬等	1 0,0 0 0 円	5,0 0 0 円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	2 0,0 0 0 円	5,0 0 0 円
監事監査指導報酬等	2 0,0 0 0 円	5,0 0 0 円

別表 3

旅 費	宿 泊 費	報酬 1 日	その他
実費 (職員旅費規程を準用)	2 0,0 0 0 円 (最高限度額とする)	2 0,0 0 0 円	実費